

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者 数	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務 一式	支出負担行為担当官 自動車局長 奥田 哲也 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公財)交通事故総合分析センター(ITARDA) 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8階	2010005018547	本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	66,552,424	65,990,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	
広域周遊観光促進のための「DMOネット」活用推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公社)日本観光振興協会 東京都港区虎ノ門3-1-1	7010005003668	会計法第29条の3第4項 企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたため。	10,000,000	10,000,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 宮崎 一巳 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(公財)日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3-1	1010705000086	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	3,901,656	3,901,656	100.00%	-	公財	国認定	1者	
平成30年度土木学会特別会員会費 一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 村岡 猛 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	H30.4.2	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	(公社)土木学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に与することを目的として設立された法人である。その活動は、コンクリート工学や構造工学ならびに、水理学などの基礎分野から、土木計画学などの応用分野に至るまで広範囲にわたり、最新の土木技術、土木教育に関する調査・研究を行っている。土木全般の最先端の情報収集や土木全般に関する技術力向上は、港湾空港行政に携わる官署として各事業を遂行していく上で必要でありこのような情報を同学会から得るためには会員となる必要がある。本契約は、上記の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、同学会と随意契約するものである。	1,120,000	1,120,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

平成31年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 田村 計 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15SVAX TTビル	7010405010470	<p>本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,500人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。</p> <p>このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から企画提案書が提出された。</p> <p>企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の最適格者と判断し特定したものである。</p> <p>よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。</p>	56,970,000	56,441,880	99.07%	-	公社	国認定	1者	
平成30年法人土地・建物基本調査復元倍率の検討及び結果集計等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 田村 計 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	<p>本業務の遂行にあたっては、「統計改革推進会議(平成29年5月23日最終取りまとめ)」や「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成29年12月19日統計委員会答申)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。</p> <p>このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1社(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。</p> <p>公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断した。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、公益財団法人統計情報研究開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、随意契約を行うこととした。</p>	15,508,800	14,752,800	95.13%	-	公財	国認定	1者	

<p>集約換地等による都市機能誘導を推進するための市街地再生手法の活用方策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.2</p>	<p>共同提案体(代表者) (公社)街づくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32</p>	<p>4010005018652</p>	<p>地方都市や大都市郊外部を中心に、空き地等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行し、都市の低密度化や居住環境の悪化によりコンパクトシティ政策の重大な障害となっている。コンパクトシティの形成を推進するためには、これらの低未利用地について、集約再編を促進していくことが必要である。市街地整備事業による効果的な市街地再生手法の一例として、都市機能誘導区域において、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の導入を図る土地区画整理事業(「空間再編賑わい創出事業」)が挙げられる。 本業務においては、集約換地等による都市機能誘導を推進し、持続的に誘導効果を発揮するための市街地再生手法について、実践的な活用方策を検討・整理することを目的としている。 本業務の履行にあたっては、「都市のスポンジ化」が進行する一方で土地の集約再編が必要な地区における市街地の現状に即したまちづくり上、市街地整備上の課題をその発生要因からの確に把握し、活用が効果的な土地区画整理事業手法、導入する誘導施設と、継続的に誘導効果を発揮するための維持管理手法について、実践的な活用方策を検討・整理するための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年2月8日から2月28日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、19者が業務説明書の交付を求め、3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、街づくり区画整理協会・オオバ共同提案体の企画提案が、他社と比べて優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>20,962,800</p>	<p>20,790,000</p>	<p>99.18%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>3者</p>	
<p>平成30年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.2</p>	<p>(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、海外日本庭園の修復に係るモデル事業の実施を通じて、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を行うとともに、日本の造園技術者と連携した海外日本庭園を修復するための支援体制の構築にむけた検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画等の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の海外日本庭園の維持管理マニュアルを作成する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年2月6日から平成30年2月28日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>39,992,400</p>	<p>39,800,000</p>	<p>99.52%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	

北京国際園芸博覧会出展調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405	<p>2019年に中国北京市で開催が予定されている国際園芸博覧会において、我が国の造園・緑化技術の海外展開の促進や、インバウンド増加等を目的として政府出展を行う予定である。本業務は、政府出展にあたり出展企画に係る全体的なコーディネートや現地調整、設計、整備等の調整を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討する能力が必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成30年2月9日から平成30年3月1日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	9,990,000	9,950,000	99.60%	-	公財	国認定	1者	
造園・緑化技術の海外展開に係る今後の方策に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 栗田卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.2	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4	9010005011405	<p>我が国の造園・緑化技術が海外に展開される機会が少ない状況であり、取り組むべき課題となっている。その中で2019年に中国北京市で開催が予定されている国際園芸博覧会は、我が国の造園・緑化技術を世界各国にアピールする有効な機会である。本業務は、国際園芸博覧会への出展を通じて、今後の造園・緑化技術の海外展開に係る今後の方策を検討するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、中国のニーズを正確に把握し、2019年北京国際園芸博覧会へ出展すべき造園・緑化技術の情報を収集する能力及び出展効果の高い内容を企画検討する能力が必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成30年2月9日から平成30年3月1日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	9,990,000	9,950,000	99.60%	-	公財	国認定	1者	

<p>道路交通情報に関する業務</p>	<p>支出負担行為担当官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.2</p>	<p>(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	<p>218,439,000</p>	<p>218,439,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>
<p>民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道局長 田村 秀夫 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>H30.4.2</p>	<p>(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7</p>	<p>1430005001164</p>	<p>「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更)以下、「閣議決定」という。において、「象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすること」が定められており、同法に基づき公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団)が指定されている。閣議決定において、「象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること」が定められており、国が責任をもって「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」必要があるとされている。運営主体の業務については、第9回アイヌ政策推進会議(座長:内閣官房長官)において「政策推進作業部会報告」として報告された「民族共生象徴空間基本構想(改訂版)」(以下、「基本構想」という。))において以下のとおり明記されている。運営主体は、次の業務を担う。 1) (略) 2) 国立民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営 3) 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施 4) 象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等の型蓋施設について、国土交通省の監督下での管理業務 5) 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信 6)、7) (略) 運営主体の開業準備活動についても、基本構想において、「運営主体は、平成29年度に国による指定を受けた後、速やかに次に掲げる事項を含む開業準備活動に着手する」と明記されている。 1) 開業のための人材の採用・育成 2) 開業に向けた情報発信 3) 開業に向けたプロモーション活動 4) (略) 今後実施する「民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務」は、閣議決定で定められている「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」行為であり、基本構想で示されている開業準備活動であることから委託による管理運営を進める必要がある。併せて、第9回アイヌ政策推進会議において、座長である内閣官房長官により、民族共生象徴空間の具体化の加速を着実に進めることが確認されたため、このような準備業務を行うことは政府としての方針と言える。 該当業務を行う運営主体は閣議決定により公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団)と定められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	<p>505,212,000</p>	<p>505,212,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>

<p>道路交通情報に関する業務(委託)</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 角南 国隆 北海道札幌市 北区北8条西2</p>	<p>H30.4.2</p>	<p>(公財)日本道路 交通情報セン ター 東京都千代田区 飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 (公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	<p>77,864,000</p>	<p>77,864,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	
<p>平成30年度 地積測量図作成等業務(その1) その他 一式</p>	<p>分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 土肥 学 高知県高知市江陽町2-2</p>	<p>H30.4.11</p>	<p>(公社)高知県公共 囑託登記土地 家屋調査士協会 高知県高知市越前町2-7-11</p>	<p>4490005006056</p>	<p>本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結しようとするものである。</p>	<p>3,823,308</p>	<p>3,823,308</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>単価契約</p>

河川における自然体験活動推進広報検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.12	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、川にふれあう体験活動や川を安全に利用するための取組について、現状を把握し、体験活動の充実や安全な河川利用の促進のための普及啓発方策を検討した上で、効果的な広報資料作成を行うものである。 本業務の実施にあたっては、次世代を担う子どもたちがより川に楽しくふれあい、川に親しみを感じ、危険を知ったうえで安全に利用してもらうための取組を促進していくことが重要であり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、現在の社会情勢等との整合が高く、自然体験活動の充実と安全利用の促進とを表裏一体と捉えた効果的な広報内容の検討の提案などの確信や独創性に優れており、他者と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	9,828,000	9,828,000	100.00%	-	公財	国認定	2者
平成30年度防災教育及び河川教育の普及・展開に関する広報資料検討・作成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.12	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、(1)避難訓練などの時間を活用した防災教育の広報資料(案)等の教育現場での活用及びその結果を踏まえた改善(2)防災教育及び河川教育の事例収集及び資料作成(3)防災に関する取組についての広報を行い、学校教育現場における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	13,543,200	13,543,200	100.00%	-	公財	国認定	1者
平成30年度荒川下流広報啓発活動補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	H30.4.12	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館(以下、「資料館」という。)を拠点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、監督職員を支援し、広報啓発活動の円滑な履行を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	12,009,600	11,998,800	99.91%	-	公財	国認定	1者

平成30年度荒川下流学習支援運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	H30.4.12	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川下流域の治水や自然環境の現状等に関する学習(社会科見学・総合的な学習・生活科学習)支援を行うことにより、治水と水防、河川環境の理解を高めることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	14,968,800	14,904,000	99.57%	-	公財	国認定	1者
下水道分野における戦略的な技術開発の実施方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.4.16	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策、資源・エネルギーの確保など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会状況の変化等に対応し、下水道の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 そこで、国土交通省が新技術の開発から実証、一般化までを行い、新技術の導入を促進することで、下水道事業が抱える課題を解決するとともに、持続的な技術開発を推進する必要がある。 本業務では、今後実施すべき技術開発の方向性を検討すると共に、開発段階から普及展開までをより効果的・効率的に実施するための戦略的な技術開発実施方策について取りまとめ、下水道分野における新技術の開発・普及展開を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、戦略的な技術開発の推進に向けた優良な技術シーズの発掘方法や、開発した技術の普及展開方策等の検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	12,938,400	12,927,600	99.92%	-	公財	国認定	1者
中長期的な港湾政策の深化に向けた調査・検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 菊地 身智雄 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H30.4.19	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(企画競争)	30,239,420	29,916,000	98.9%	-	公社	国認定	1者

<p>持続性ある実践的多自然川づくり推進のための技術検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.20</p>	<p>(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24</p>	<p>1010005018655</p>	<p>本業務では、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」を受け、技術基準の検討や河川環境の評価及び 持続的に河川環境を保全するための方策について検討を行い、多自然川づくりを一層 推進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、河川環境の定量的な評価手法や改善に関する考え方を 現場への展開を念頭に置いて手引きとしてとりまとめることや、将来を見据えた河川 環境の保全方法について、具体的な人と川との関わりのあり方を検討する必要がある など、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を 適切に把握しており、有識者からの意見聴取とその反映方法など、有効で具体的な提 案があり、的確性、実現性に優れているとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>19,980,000</p>	<p>19,980,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	
<p>河川行政等に関わる広報資料作成業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.20</p>	<p>(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E. C. Kビル3F</p>	<p>5010005016762</p>	<p>河川行政の遂行にあたっては、国民、地方公共団体等の理解が不可欠であり、適切な情報発信による河川行政への理解促進が重要である。このため、対象に応じたわかりやすい的確な広報資料の作成が求められている。 そこで本業務では、近年の河川行政を取り巻く情勢の変化や、重要な施策・基礎的な情報・過去の治水施設について整理し、資料作成を行い、現在の情勢に沿ったわかりやすい的確な情報発信により、適切に広く一般に河川行政への理解を促す広報資料を作成する。 本業務の実施にあたっては、河川行政等に関わる高度な知識と技術を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文： 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>11,642,400</p>	<p>11,610,000</p>	<p>99.72%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>3者</p>	
<p>平成30年度徳島地積測量図作成等業務(その2)その他 一式</p>	<p>分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 島本 和仁 徳島県徳島市上吉野町3-35</p>	<p>H30.4.23</p>	<p>(公社)徳島県公共囀託登記土地家屋調査士協会 徳島県徳島市出来島本町2-42-5</p>	<p>9480005000030</p>	<p>本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」(平成23年9月30日付け徳島地方法務局長訓令第10号、以下「要領」という。)第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。</p>	<p>5,573,631</p>	<p>5,573,631</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>単価契約</p>

平成30年度 河川に係る活動に関する広報企画業務	支出負担行為 担当官 水管理・国土保 全局長 山田 邦博 東京都千代田 区霞が関2-1-3	H30.4.26	(公社)日本河川 協会 東京都千代田区 麹町2-6-5麹町 E. C. Kビル3F	5010005016762	<p>本業務は、「日本水大賞」の運営を補助するとともに、過去の受賞団体の現在の活動状況等を調査分析し、効果的・効率的な広報方法を企画することで、河川の維持・環境の保全等に関する活動の活性化に資することを目的とする。</p> <p>本業務の実施において、活動の多様性に類する表現等について着目し、国の施策との整合や活動特性に応じた分類を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」の「業務理解度」、「業務手順」及び「特定テーマに対する提案」の「独創性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文： ・会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 ・政府調達に関する協定第13条第1項(b)「技術的な理由により競争が存在しない」 ・国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号「特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」</p>	27,972,000	27,864,000	99.61%	-	公社	国認定	1者	
大型車両の適正かつ安全な走行に向けた効果的な啓発手法の検討業務	支出負担行為 担当官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田 区霞が関2-1-3	H30.4.26	(公財)日本道路 交通情報セン ター 東京都千代田区 飯田橋1-5-10	2010005004175	<p>本業務は、車両制限令の遵守の必要性をより分かりやすく伝えるため、荷主を含む業界団体等への啓発活動の効果を把握するとともに、より効果的な啓発活動などを実施することを目的とする。このため、本業務を遂行する者は、大型車両等の通行にかかる制度、また啓発手法などについて広く知見を有している必要があるため、企画競争において、担当者の知識や経験、及び本特定テーマに対する技術提案等について広く提案を求めて、それを評価することが適当である。</p> <p>企画競争を実施した結果、企画提案書を提出したのは上記相手方1者であったため、その内容について精査したところ「配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況」「技術者等の業務の実績、経験及び能力」「業務実施方針及び手法」「特定テーマに対する技術提案」は業務を遂行するうえで妥当なものであり、また、啓発対象の選定手法について具体的な企画提案がなされたことから優れていると、企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p><根拠条文> 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	4,957,200	4,957,200	100.00%	-	公財	国認定	1者	

<p>海のドローンの活用とそれを踏まえた社会人育成に向けた基盤整備業務</p>	<p>支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.4.27</p>	<p>(公財)日本財団 東京都港区赤坂1-2-2</p>	<p>8010405009495</p>	<p>洋上風力発電は世界的に導入が進んでおり、世界風力会議(GWEC)のGlobal Wind Report 2016によると、2011年に4,117MWであった世界累計導入量は2016年には14,384MWまで急速に拡大している。一方で、洋上風力発電は陸上の風力発電に比べてアクセスやメンテナンス作業が難しく且つ高コストであることから、効率的なメンテナンスによるコスト低減が課題となっている。洋上風力発電の導入が進んでいる欧州では、このコスト低減に向けて、海のドローン(AUV: Autonomous Underwater Vehicle)を送電ケーブルのメンテナンスなどに活用することが検討されている。</p> <p>また、海底油田・ガス田開発の分野においても、油価低迷によりオペレーションコストの低減が大きな課題となっており、老朽化した海底パイプラインのメンテナンスなどへのAUVの活用が進むと見られている。事実、AUVの市場規模は、2010年には約2億ドルであったものが、2016年には約3億ドルまで拡大しており、今後さらに2023年まで年平均約2割の成長を遂げ、約12億ドルまで拡大するという見通しもあり、将来有望な新市場と目されている。</p> <p>このため、本事業では、AUVの運用に際して必要となる要件、事項等をガイドラインとして整理することで、我が国造船事業者の市場獲得に向けた環境整備を図ることとしている。また、このような最先端の技術の展開を図り、我が国産業界の競争力を維持・強化していくためには、その基盤となる企業の若手技術者の育成が重要となってくることから、合わせて企業の若手技術者の育成の在り方を検討することとしている。</p> <p>しかしながら、現状、我が国には開発可能な海洋資源フィールドが殆ど存在せず、AUVの活用事例も殆ど存在しないことから、今後AUVの活用が進むと見られている老朽化した海底パイプラインのメンテナンス分野などを想定しつつ運用に必要な要件等を検討・精査することは、困難である。また、同様の理由により、我が国では現場で人材を育てることが困難であり、若手技術者の育成手法も確立していない。もっとも、我が国の民間事業者、大学、研究所の中には、少ないながらもAUVの販売実績を有する者が存在し、また、AUVと運用フィールドが似通っていると考えられるROV(Remotely Operated Vehicle: 遠隔操縦型の水中ロボット)で高い実績を有する者も存在することから、上述のようにAUVに係る要件等を検討・精査することが難しい中においても、これらの者の知見を最大限に活用することによって、より優れた結果が得られるものと考えられる。したがって、本業務は、公示によって企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式を行い、最適な開発手法等の仕様を確定することが適切であるとされるため、手続きを進めたところである。</p> <p>その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容的確性、業務遂行の確実性、業務実施の効率性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。</p>	<p>100,359,414</p>	<p>99,902,156</p>	<p>99.5%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	
<p>下水処理場におけるエネルギー最適化検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.7</p>	<p>(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務は、エネルギー利用を最適に利用する下水処理場のモデルを構築し、効果的な省エネ導入方法について検討することで、下水処理場のエネルギー最適化を支援することを目的とするものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、下水処理場のエネルギー最適化のため、下水処理場のエネルギー利用の最適化のため、下水処理場における省エネの取組の導入に向けた検討を行い、マニュアルとしてとりまとめることに加え、消費電力の大きい主ポンプや送風機等について、運転方法も含めた機器の省エネ効果の評価方法について検討を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、上記相手方の提案には、エネルギー利用を最適に利用する下水処理場のモデルを構築し、効果的な省エネ導入方法について検討するにあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていたことから、実現性が高いと評価された。</p> <p>そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>10,195,200</p>	<p>9,968,400</p>	<p>97.78%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	

<p>内水氾濫危険 情報発信に係 る導入促進方 策検討業務</p>	<p>支出負担行為 担当官 水管理・国土保 全局長 山田 邦博 東京都千代田 区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.8</p>	<p>(公財)日本下水 道新技術機構 東京都新宿区水 道町3-1</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務は、地方都市のモデル地区において水位周知の導入支援及びその検証を行うとともに、今後の水位周知下水道制度の展開戦略を検討して水位周知下水道制度の早期運用開始を図り、浸水被害を軽減することを目的とする。 業務の実施にあたり、地方都市における水位周知下水道制度の導入促進方策や管路内水位を活用した防災情報発信に係る展開戦略に関する検討を行う上で、地方都市でも活用可能な統計情報等を活用した水位周知下水道の簡易な手法を踏まえた検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、降雨情報等を活用した簡易な検討手法についても考慮されており、特定テーマに関する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>12,031,200</p>	<p>11,988,000</p>	<p>99.64%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>	
---	--	----------------	--	----------------------	---	-------------------	-------------------	---------------	----------	-----------	------------	-----------	--

魅力ある都市空間形成に向けた街路交通施策の展開に関する検討業務	支出負担行為担当 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.5.10	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	<p>本業務は、魅力ある都市空間創出を目指して、交通処理を主とする従来型の街路交通施策だけでなく、歩行者志向の街路空間形成に資する施策を推進するための方策を検討する上で、自治体と民間まちづくり事業者が連携して都市空間利活用の取組を進めるにあたっての課題を整理するとともに、優良な取組を全国に普及展開していくうえでの課題や方向性を検討することを目的とするものである。</p> <p>本業務を行うにあたっては、都市交通に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、街路交通施策を踏まえた課題を的確に指摘したうえで、課題解決に向けた調査手法についても具体的に提案されており、普及方策についても具体的に提案されているなど、的確性・実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号に基づき魅力ある都市空間形成に向けた街路交通施策の展開に関する検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	24,991,200	24,948,000	99.83%	-	公社	国認定	4者	
自転車等駐車場の効果的な利活用方策に関する調査検討業務	支出負担行為担当 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	H30.5.10	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	<p>本業務は、自転車の活用推進を図るため、中心市街地等における効果的・効率的な自転車等駐車場整備による導入効果等について検討するとともに、シェアサイクルの導入促進方策や導入効果等について検討することを目的として行うものである。</p> <p>本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に応用可能な業務実績を有し、駐車場の導入効果について多面的な分析を行い、利用率への影響が大きい要素を明らかにすることで効果的な施策を検討することや、シェアサイクル事業におけるポート配置の重要性及び課題を理解していることから、業務目的や課題を理解した着眼点となっていることから、的確性・実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号に基づき、自転車等駐車場の効果的な利活用方策に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	12,960,000	12,916,800	99.67%	-	公社	国認定	1者	

<p>自動運転技術の導入に伴う今後の都市交通施設等のあり方に関する調査検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.10</p>	<p>共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>本業務は、今後、移動の概念や都市構造等に影響を及ぼす可能性がある自動運転技術の活用について、技術開発の進展により普及した際の公共交通等、都市交通への影響や都市交通施設の整備のあり方について検討することを目的として行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき自動運転技術の導入に伴う今後の都市交通施設等のあり方に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>15,940,800</p>	<p>15,940,800</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>4者</p>	
<p>自立型の緑化施設による暑熱緩和効果に関する実証調査</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.10</p>	<p>(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年~2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、都市緑化等による吸収量算定手法の精度向上に向けた調査及び、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討等を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、民間事業者より提案された緑化手法を用いて、暑熱緩和効果や施工期間、猛暑への耐久性、維持管理コスト、安全性等の項目を検証するため、簡易的な緑化テストを実施するための能力や、2020年の夏季に設置する自立型の緑化施設について、施設の基本設計、展示手法の検討、及び施工スケジュールの検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月20日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>21,297,600</p>	<p>20,984,400</p>	<p>98.53%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	

<p>民間による緑地創出の推進に向けた方策検討調査</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.10</p>	<p>(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、民間による緑地創出を推進していくための方策検討を行うことを目的に、平成29年の都市緑地法改正によって創設された市民緑地認定制度の活用推進に係わる検討を行い、地方公共団体を対象とした制度導入の手引き書を作成するとともに、有識者を交えた霞が関中央合同庁舎第3号館屋上庭園の今後の活用方針について検討を行うものである。本業務の履行にあたっては、市民緑地認定制度の活用推進にあたっての課題抽出及び対応方策や、地域や緑地の特性に応じた制度活用のためのモデルパターンの検討を行い、地方公共団体が市民緑地認定制度を導入するための手続きと留意事項をまとめた手引き書の作成や制度活用の可能性のある民有地の抽出及び事業者の制度活用意向についての調査をする能力や、近年の社会情勢を踏まえ、国内外における屋外空間の活用に係る動向を整理した上で、霞が関中央合同庁舎第3号館屋上庭園の新たな活用方針、再整備、維持管理に係るコスト及び屋上緑化技術の普及啓発に関する観点について検討する能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月2日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>19,990,800</p>	<p>19,980,000</p>	<p>99.95%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>	
<p>都市におけるICT関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務(国際アート・カルチャー都市スマートシティプロジェクト)</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.10</p>	<p>(公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>本業務は、公共・民間を含めた複数の施設・都市インフラ・サービスにおける人工知能(AI)・IoT等のICT関連先進的技術(以下「先進的技術等」という。)の分野横断的な活用による都市生活の利便性向上、行政サービスの効率化等を目指し、民間事業者及び大学・研究機関等(以下「民間事業者等」という。)が有する先進的技術等を、都市インフラを初めとしたまちづくりの分野に取り入れた実証実験を官民協働で行い、その効果等について検証することを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、特定の団体等の利益を追求するのではなく、先進的技術等をまちづくりの分野に活用した公益性の高い取組であること、先導性や他の地域の取組の参考となり得るモデル性を有していること、プロジェクトの全体構成が明確かつ具体的であり、実現に向けた取組に整合性・具体性があること、本業務終了後も自立的に継続できることが必要である。このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、実証実験で求める視点に対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成30年2月2日から3月14日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、32者が業務説明書の交付を求め、14者から企画書の提出があった。提出のあった14者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、国際アート・カルチャー都市としまスマートシティ協議会の企画提案が、他協議会と比べて優れていることから、同協議会が特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同協議会と随意契約を行うものである。</p>	<p>19,926,000</p>	<p>19,893,600</p>	<p>99.84%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>9者</p>	

<p>平成30年度 地積測量図作 成等業務(その 1) その他 一式</p>	<p>分任支出負担 行為担当官 四国地方整備 局 大洲河川 国道事務所長 兵頭 英人 愛媛県大洲市 中村210</p>	<p>H30.5.11</p>	<p>(公社)愛媛県公 共囑託登記土地 家屋調査士協会 愛媛県松山市南 江戸1-4-14</p>	<p>9500005006917</p>	<p>本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 公益社団法人愛媛県公共囑託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の囑託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。</p>	<p>1,094,018</p>	<p>1,094,018</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>単価契 約</p>
<p>火山噴火時に おける下水道 事業への影響 検討業務</p>	<p>支出負担行為 担当官 水管理・国土保 全局長 山田 邦博 東京都千代田 区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.5.15</p>	<p>(公財)日本下水 道新技術機構 東京都新宿区水 道町3-1</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務は、火山噴火時における下水道事業の対応策を検討するため、富士山噴火時の降灰等の被害想定を踏まえ、富士山周辺地方公共団体における下水道施設等への影響を検討し、それらの事前対策や対応策について検討するものである。 富士山噴火時の被害想定については、各種既存資料が存在しているが、下水道事業への影響が明確に示されたものはなく、本業務において新たな検討を進める必要がある。 本業務の実施に当たっては、下水道事業や下水道に関する防災計画についての幅広い知見のほか、下水道事業に影響を与えうる要因についての高度な分析力が必要であるため、企画競争する必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する「的確性」が高く、業務の目的にかなった「実現性」や「独創性」についても満足できるものであること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>2,991,600</p>	<p>2,980,800</p>	<p>99.64%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>	

<p>平成30年度所有者の所在の把握が難しい土地の活用・管理に関する検討調査</p>	<p>支出負担行為担当官 国土政策局長 野村 正史 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>H30.5.22</p>	<p>(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本検討調査では、所有者の所在の把握が難しい土地(以下「所有者不明土地」)への対応方策に関する取組の推進や更なる改善のため、その前提となる、所有者不明土地の発生状況や、所有者不明土地予備軍ともいえる、保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地の実態について把握することを目的とする。 本調査の実施に当たっては、所有者不明土地の分布状況について、発生要因と関連つけた推計や、保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地についての全体推計等について検討を行うことから、実施者については、これらの検討に資する経験と能力を十分に有した上での高い専門性が必要である。 このため、調査の実施にあたり、国土政策局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。)における審議を経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、11者が企画提案書作成要領を受領した。 この結果、公益財団法人 日本生態系協会を含む3者から応募があり、企画競争委員会で審査し、有識者委員会で審議したところ、公益財団法人 日本生態系協会の提案は、 ①所有者不明土地の実態把握調査について、登記件数と登記筆数の2つの方法から所有者不明土地の分布状況について推計を行うなど、提案内容が具体的に実現性が高いと評価 ②保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地の実態把握調査について、全国の分布に配慮したヒアリング対象を具体的に提案しており、提案内容が的確で業務項目への理解度が高く、個人対象のインターネットアンケートの他、自治体へのアンケートも提案しており独創性もあると評価 ③放棄された土地の管理のあり方の検討について、ヒアリング対象を具体的に提案しており、提案内容が的確で業務項目への理解度が高く実現性も高いと評価 できることから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえ仕様書を作成し契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により同社と随意契約を行うものである。</p>	<p>14,137,200</p>	<p>13,992,597</p>	<p>98.98%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3者</p>
<p>平成30年度大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務</p>	<p>支出負担行為担当官 関東地方整備局長 泊 宏 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1</p>	<p>H30.6.8</p>	<p>(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓蒙活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車両通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下連絡協議会)」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、大型車両を取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広報内容について、実行性のある効果的な広報手法などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>	<p>9,990,000</p>	<p>9,990,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>

平成30年度 ベトナムにおける我が国の土地評価制度導入パイロット事業	支出負担行為 担当官 土地・建設産業 局長 田村 計 東京都千代田 区霞が関2-1-3	H30.6.11	(公社)日本不動産鑑定士協会連 合会 東京都港区虎ノ 門3-11-15SVAX TTビル	7010405010470	本業務では、ベトナムの対象都市(ハイフォン市)において、相手国政府と連携しつつ、我が国土地評価手法を適用した評価事業を実施することを通じて、今後のベトナムにおける土地評価制度の改善点について分析・提言するとともに、相手国政府との意見交換を通じて、我が国のプレゼンスの向上やビジネス環境の更なる改善を図ることを目的として実施するものである。 本業務の実施にあたっては、ベトナムの土地評価における各省庁の役割や土地評価の際に必要な情報の収集および分析を行うための高度な知識及び経験を有していること等が必要であり、本業務は価格中心による一般競争には馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、企画競争による公募を行った。 公募の結果、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、他1者より企画提案書の提出があり、提出された企画提案書の内容について、「業務実施体制」、「実施方針等」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を選定し、随意契約を締結することとした。 根拠条文:会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	13,024,800	12,949,200	99.42%	-	公社	国認定	2者
地域観光統計 の作成に係る 検討業務	支出負担行為 担当官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田 区霞が関2-1-3	H30.6.18	(公財)日本交通 公社 東京都千代田区 大手町2-6-1	5010005018866	会計法第29条の3第4項 企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたため。	17,996,122	17,996,122	100.00%	-	公財	国認定	2者
平成30年度 事業用自動車 等に係る交通 事故分析及び 交通事故リスク 評価による交 通安全対策検 討業務	支出負担行為 担当官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田 区霞が関2-1-3	H30.6.20	(公財)交通事故 総合分析セン ター 東京都千代田区 神田猿樂町2-7- 8	2010005018547	本業務は事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造面での交通安全対策の検討を行う。 また、自転車乗車中及び車両相互・単独の交通事故に関して、土地利用等のリスク評価の検討を行うとともに、リスク評価結果を踏まえ、今後の交通安全対策に活用する方策の提案を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,980,400	24,948,000	99.87%	-	公財	国認定	1者

<p>大規模災害発生時における被災市街地復興事業のあり方に関する調査・検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.6.27</p>	<p>共同提案体(代表者) (公社)まちづくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32</p>	<p>4010005018652</p>	<p>本業務の履行にあたっては、東日本大震災被災地における市街地復興事業について、復興計画に応じた事業手法のパターン類型の整理及び発災から事業完了に至るまでの、市街地整備事業上の課題及びその解決方法、事業上の工夫の整理、事業の評価を行うための能力、また、今後想定される東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害時における初動期から被災市街地復興の際の復興事業のあり方を検討、整理するための能力を有している必要がある。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年4月20日から5月10日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、大規模災害発生時における被災市街地復興事業のあり方に関する調査・検討業務共同提案体の企画提案が、優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>14,796,000</p>	<p>14,796,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	
<p>都市緑化等による温室効果ガス吸収対策に関する調査</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H30.6.27</p>	<p>(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年~2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、都市緑化等による吸収量算定手法の精度向上に向けた調査及び、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討等を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、整備後30年以上経過した都市公園における、生体バイオマス等の炭素ストック変化量算定の精度向上に関する調査区設定及び算定式案の検討や、植生回復活動として新たに吸収量の算定対象とする緑地や算定手法の検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成30年3月12日から平成30年4月20日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>12,387,600</p>	<p>11,999,880</p>	<p>96.87%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。